

(財)淡海文化振興財団・市民活動団体ネットワーク促進事業

福祉輸送ネット・しが

滋賀の福祉有償輸送情報交換会報告書

(第2回開催分)

前回の情報交換会を踏まえ、下記のように第2回情報交換会を開催いたしました。
その意見交換の内容・当日資料の一部・参加者アンケート結果を報告させていただきますので、どうか、ご一読ください。

1・主催 滋賀県福祉輸送ネットワーク

私たちは2005年11月、福祉有償輸送を行っているNPO法人ふれあい大津・りあん(地域生活サポートセンターじゅぶ)・滋賀県脊髄損傷者協会・ディフェンスでたちあげた団体で、一人でも多くの移動制約者に円滑な移動が確保される社会をめざしています。

2・協力 関西STS連絡会

3・日時 2008年2月14日(木) 受付 13:15 開催 13:30～16:00

4・会場 草津市立まちづくりセンター 202号室

5・参加者 30名(県内NPO、ボランティア、介護サービス事業所、行政、利用者 など)

6・内容

進行・ 滋賀県福祉輸送ネットワーク 運営委員 前野奨(滋賀県脊髄損傷者協会)

(1)挨拶・趣旨説明 滋賀県福祉輸送ネットワーク 代表 柳田 貞男(ふれあい大津)

(2) 滋賀県の福祉輸送運営協議会の設置状況

滋賀運輸支局企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 後藤浩之

(要旨)・・・(4条43条79条許可状況を資料として別紙参照)

資料から見ると、現状は、専門業者である4条には民間会社が多く、福祉対象となる43条79条は社会福祉法人・NPO法人が多い。まだまだ県内では運営協議会の設置していない市町村はある。

近畿で福祉輸送の動きがでたのは、平成14年自家用有償福祉輸送構造改革特区として、大阪枚方市がとりくんだことに始まる。法律の改正は、草の根的なボランティアのやる気をそぐためだけでなく、第一に利用者・運転者の安全である。法律により、タクシーやバスが撤退することになれば、本末転倒である。子どもたちの移動の保障も守れなくなる。

自家用有償運送の位置は43条許可のぶらさがりである78条より、上の位置にあり、町村営バスなどもその中に入っている。今までの運営協議会は通達だったが、新運営協議会は法律で定められている。したがって、自治体に必要がなくても、全県に作らねばならない。もしその動きがないところがあれば、陸運局に情報提供してもらえばはたらかける。またタクシー・バスへの要望があればお聞きし指導したい。

(質問・・・運営協議会で要介護1, 2, 3の人はダメとなり、要支援のみとなった。始めは20人ほどいたが、経済的なことで減ってしまった。ケアマネも民生委員も積極的にアピールせず、利用者が減るとボランティアもモチベーションが下がった。対象を広げることは可能か?)

* 旧法では、介護保険の後追いであって、新法では介護保険を離れて自由に広がった。各運営協議会で検討する。ただし、低所得者という経済面だけでは対象とならず、子どもも対象ではない。

(質問・・・有償とはどこまでをさすのか?)

* 1kmあたりいくらと決めていたら、額が低くても有償。実費のみまたは無償とするならば事業ではない。

(質問・・・10kmまでは300円程度のボランティアでしていた。1回300円だけなら登録は必要ないか?)

* 組織として明示していれば登録は必要である。

(質問・・・ファミリーサポート事業の送迎はなぜ登録が必要ないのか?)

* 預かりがメインで1時間の中出たまま車の移動が入ってきた場合、料金が変わらなければ登録は必要ない。追加料金や時間削減した場合は登録が必要である。

(質問・・・高齢者でサポート的なグループができれば登録はいらぬか?)

* (柳田)有償か無償かということは、組織でやると有償、個人ですると無償であるが、連続ですると有償となる。ボランティア団体でするといきづまる(高齢化・非採算性)ことが多いが、NPO法人ですると長続きする。旧法80条にNPO等にするしびりがうたわれていたが、廃止された。長続きしようとするならば、名簿に載せた人だけを送迎し、急に人を乗せるのではなく安全にするために法人とするべきである。

(質問・・・すべての福祉車両がグリーンナンバー化ときいているが?)

* それはない。

(質問・・・無認可作業所の送迎は?)

* 無料なら登録の必要はない。会費制ならば有償であり、スクールバス・学校法人も登録対象となる。

(質問・・・脳卒中の会などの送迎は?)

* 各市町村に問い合わせしてほしい。

(3)参加者自己紹介

* ボランティアをしてきたが、法律のしびりがあり、意欲を失っている。どうしたらよいのか考えている。

* 大津市の運営協議会にはかり、2月5日登録できた。

* // 申請中である。

* 国土交通省の許可を受け、福祉有償運送講習会を開催する。6月20, 21日と8月1, 2日を予定し、16000円である。詳しくはホームページ(日吉行政書士事務所)に載せる予定である。

* 有償運送は介護保険と自立支援法のヘルパー料金にかかる中でという話だが、利用者には必要なだけの支給決定がない。それ以上の移動支援もなく、タクシー利用だけでは生活は難しい。

* 中途障害者の方はそれまでに経験があり、どんなことにも人が動けばお金がかかることを知っているが、知らない人もいる。外出できない人もいる。法律にしばられ動けないことにもなっているので、新しいサービスをつくりださないといけない。何が移動の困難になっているのか明確にしなくてはならない。

参加後のアンケート集計結果

1・あなたは、なぜ、この情報交換会に参加されようと思われましたか？ * 運営協議会に関係しているの。VeloTaxiと福祉輸送との可能性を探るため。 * いろんな情報を得たかった * 運営協議会のしびりが強く、利用者が減少した。このままでは、ボランティアの意欲もあがらず、活動の継続が難しい。他地域の協議会の実情を知りたい。 * 前回の関西STSの方とは異なり、陸運支局の方も来られるということであったので、協議会情報やちよつとした質問ができると思ったため参加しました。 * 情報収集
2・あなたの考える滋賀県の福祉有償輸送の現状と課題は？ * タクシー業界の理解がほしい * 公共交通との連携が必要 * 利用者の拡大(移動困難者の支援に向けて) * 善意のボランティアの意志が法規制によって阻害されているのでは？地域別の協議会で反映させられる組織が強くならなければ・・・。 * 話しの中にもできましたが、この福祉有償輸送の運営協議会では、各市町ごとにいろいろな基準を設けておられますが、あまりきつい基準を設けすぎるのはよくないと思いました。 * 協議会が市町にない場合、県外にいけないし、移動の自由が制限される。
3・今後、あなたは福祉有償輸送において、どのように行動されますか？ * 地域公共交通として全体のモビリティとして考えていきたい。 * 運送について全体的に学びたい * 現在はNPO法人として活動しておらず、市社協に事業をまかせてボランティアとして参加している。別のNPOが外出支援を考えられるなら支援したい。 * 大津市と隣接する市町との連携や調整も必要ではないかなと感じているので、時間をかけてつめていきたい。
4・今回の情報交換会は、あなたにとって有意義でしたか？またそれはなぜですか？ (*)たいへん有意義だった * いろいろ情報収集できたから。
5・今後、この情報交換会をどのように発展させていけばよいとおもわれますか？ * 2ヶ月に1回ぐらいの定例化 * 事例発表や現地見学など * 今後やりたい方へのコンサルティング、アドバイスなど * シンポジウムなどして世論を高める→タクシー業界にむけて * 福祉輸送実施組織として活動が活発になりますように。 * 事業所と行政機関、利用者が一同に会して話し合う機会はそうないので、非常に参考になるので年1～2回ぐらいのペースで実施されるといいのではないかと思います。 * 移動制約者の交通問題を幅広く考えられるような方向になればよいと思う。
6・その他自由にご記入ください。 * もう少し、個別のケースの話を聴きたい気持ちもあります。ありがとうございました。 * 前回は記入させてもらいましたが、あくまで情報交換の場ということですので、市や県、国に対する要

望チックなものに発展していったほしくないです。

* 草津駅からでている循環バスがノンステップなのに、乗降するスロープが壊れていたり、路線バスから定時のノンステップバスがなくなったりするが、これは利用者がいないための悪循環なのか。車椅子での利用者を増やす施策が必要なのではないか？

(以上 文責 事務局・宮下)

なお、この報告について、ご意見・ご感想をお寄せくださるならば下記までどうぞ！

滋賀県福祉輸送ネットワーク事務局・担当(宮下)

〒525-0034 滋賀県草津市草津2の9の4 (NPO 法人 ディフェンス内)

ファクス 077-566-7209

メール <n-defence@ex.biwa.ne.jp>